

鶴見区公告 第173号

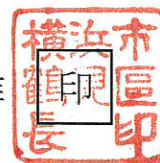
公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、地方税法第20条の2及び横浜市市税条例第10条の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所税務課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年9月11日

横浜市鶴見区長

渋谷 治雄



送達を受けるべき者の氏名又は名称	五十木 厚太 外48件
送達する書類	令和8年度 固定資産税・都市計画税 督促状（第1期、第2期分） 令和8年度 市民税・県民税・森林環境税 督促状（第1期、5随、6随、7随分） 令和8年度 軽自動車税 督促状（全期分）
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。	

公示日：令和8年9月11日

固定資産税・都市計画税

地方税法第371条

[illegible]

公示日：令和8年9月11日

地方税法第329条

1 / 1 頁

公示日：令和8年9月11日

地方税法第329条

作成日：令和8年9月11日

公示日：令和8年9月11日

軽自動車税

(種別割は改正前の地方税法第463条の25)

[illegible]